

郡山市社会福祉法人・社会福祉連携推進法人・社会福祉施設等指導監査  
連絡調整会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人、社会福祉連携推進法人及び社会福祉施設等に対する指導監査（以下「指導監査」という。）の統一かつ円滑な実施を図るため、郡山市社会福祉法人・社会福祉連携推進法人・社会福祉施設等指導監査実施要綱（平成22年2月1日制定）第4条第2項の規定に基づき、社会福祉法人・社会福祉連携推進法人・社会福祉施設等指導監査連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡調整会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 指導監査の実施方針及び実施計画に関すること。
- (2) 指導監査結果の検討に関すること。
- (3) 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人・社会福祉施設等に対する指導事項及び指摘事項等の調整に関すること。
- (4) その他指導監査に係る必要な事項

(組織)

第3条 連絡調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には保健福祉部長、副会長には保健福祉部次長、こども部次長をもって充てる。
- 3 委員には、保健福祉総務課長、生活支援課長、障がい福祉課長、健康長寿課長、介護保険課長、地域包括ケア推進課長、保健所総務課長、こども総務企画課長、子育て給付課長、こども家庭課長及び保育課長をもって充てる。
- 4 会長は、連絡調整会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 連絡調整会議に、必要な事項について調査、検討を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長の命を受け、調査、検討の経過及び結果を連絡調整会議に報告する。
- 3 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織し、監査担当の上席者が座長となる。

(庶務)

第6条 連絡調整会議の庶務は、保健福祉総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表（第5条関係）

所 属	職 名
保健福祉総務課	課長補佐、福祉監査室長、総務管理係長
生活支援課	課長補佐、給付係長
障がい福祉課	課長補佐、障がい福祉係長、管理係長
健康長寿課	課長補佐、管理係長
介護保険課	課長補佐、給付係長、管理係長
地域包括ケア推進課	課長補佐、基幹包括支援係長
保健所総務課	課長補佐、総務管理係長
こども総務企画課	課長補佐、こども企画係長
子育て給付課	課長補佐、子育て事業係長
こども家庭課	課長補佐、女性・ひとり親家庭支援係長
保育課	課長補佐、保育事業支援係長